

平成28年6月9日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝 征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 松 井 佳奈江 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成28年6月9日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明  
(議案第34号)
- 日程第2 議案審議  
議案第27号 専決処分の承認を求めることについて  
(上峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて  
(上峰町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて  
(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第30号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第31号 平成28年度上峰町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第32号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第33号 平成28年度天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」文化財保存地区土地公有化事業に伴う土地売買契約の締結について
- 日程第9 議案第34号 平成28年度上峰町一般会計補正予算(第2号)

午前9時30分 開議

○議長(碓 勝征君)

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明

○議長(碓 勝征君)

日程第1. 追加議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長(武廣勇平君)

追加議案の提案をさせていただきます。

---

議案第34号

平成28年度上峰町一般会計補正予算(第2号)

平成28年度上峰町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,366千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,593,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月9日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

以上、追加議案の提案をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(碓 勝征君)

ただいま町長より1議案が追加上程されました。

これより補足説明を求めます。

○財政課長(高島浩介君)

皆様おはようございます。議案第34号 平成28年度上峰町一般会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

私のほうからは、補正総額について御説明をさせていただきます。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、こちらのほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の18. 繰入金、補正額11,366千円、計2,611,108千円、歳入合計、補正額11,366千円、計8,593,891千円。

続きまして、3ページ、歳出をお願いいたします。

款の1. 議会費、補正額566千円、計77,051千円。

款の2. 総務費、補正額10,800千円、計の4,419,045千円。

歳出合計、補正額11,366千円、計8,593,891千円。

以上で私からの補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(碓 勝征君)

ほか、補足説明はありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長(北村 玲君)

皆さんおはようございます。私のほうからは、引き続き、補正予算の明細書のほうを説明いたしたいと思います。

明細書の3ページのほうをごらんください。

まず、歳入のほうですが、款の18. 繰入金、項1. 基金繰入金、目12. ふるさと寄附金基

金繰入金、節1. ふるさと寄附金基金繰入金としまして、補正額10,800千円、補正後の額2,406,875千円といたしております。

続きまして、次ページのほうですが、4ページのほうをごらんください。

歳出といたしまして、款の2. 総務費、項1. 総務管理費、目の10. ふるさと納税費、節13. 委託料としまして、補正額10,800千円、補正後の額3,764,877千円といたしております。

説明のほうに上げておりますが、この経費につきましては、WEBマーケティング支援業務委託料として支出を予定しております。

続きまして、この業務委託について補足的に内容を説明いたしたいと思います。

ふるさと納税につきましては、昨年度来、寄附受け付け業務のため関係予算をいただきまして、おかげさまで本町はたくさんの寄附をいただいております。昨年度の寄附金の実績なんですが、およそ9万1,500件、金額にいたしますと2,060,000千円の寄附をいただいております。この金額は、県内では第1位の実績となっております。

また、今年度からは業務効率化や最適化のため、業者への業務委託を進めておりますけれども、他の自治体でも取り組みを強化されておまして、競争が大変激化をしている状況です。

このため、今後も引き続き、寄附の受け付けを維持拡大していくためには、より一層の取り組みが必要と考えておまして、特にインターネット上の寄附受け付けサイト「ふるさとチョイス」への集客や、そこで実際に寄附をいただくための誘導の仕組みづくり等々が急務と判断をしております。

こうしたことから、今般、専門業者への委託により、1年で最も寄附が集中いたします年末に向けて、「ふるさとチョイス」の利用状況の分析や、インターネット広告の活用を図ることとし、その必要経費といたしまして、今回10,800千円の補正予算をお願いしたいと思っております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

## 日程第2 議案第27号

○議長（碓 勝征君）

日程第2. 議案審議。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

**日程第3 議案第28号**

○議長（碓 勝征君）

日程第3．議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

**日程第4 議案第29号**

○議長（碓 勝征君）

日程第4．議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結いたします。

**日程第5 議案第30号**

○議長（碓 勝征君）

日程第5．議案第30号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（原田 希君）

1点確認をさせていただきたいと思います。

利用者負担について、多子世帯については、これまで1号認定が小学校4年生以上は第1子としてカウントしない、2号、3号については小学校1年生以上はカウントしないということになっていたと思うんですが、新旧対照表を見ると、この文言は削除ということになっています。これは、結局、第1子、第2子のカウントの上限が撤廃されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんおはようございます。そしたら、先ほどの原田議員の御質問でございます。多子世帯軽減に伴う軽減措置の関係でございます。

現在まで、議員おっしゃいますとおり、現行法でまいりましたら、小学校の3年生までを

第1子と見るという制限がございましたが、今回、子ども・子育て支援法に基づきまして、まず、18歳までの年度に達する方に関しては、保護者が監護し、生計が同一の子供であれば、年齢にかかわらず対象ということになります。それから、18歳以上の方につきましては、両親を亡くされている、祖父母等に育てられている大学生の方であるとか、同居する、浪人をされているであるとか、そういった方たちも、今回、保護者と生計が同一の子や孫、要するに直系の尊属でございますが——等であれば、年齢にかかわらず対象ということになっております。保護者が監護していた子供が成長し、19歳以上になった場合も含まれるということになります。

以上でございます。

○議長（碓 勝征君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

#### 日程第6 議案第31号

○議長（碓 勝征君）

日程第6. 議案第31号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（吉田 豊君）

4ページをお願いいたします。

説明の4ページの諸収入のところで、学校給食費徴収金、過年度分として1,832千円計上になっていますが、もう少しこれについて詳しく説明をお願いしたいと思います。

次に6ページ、13の施設管理費の15. 工事請負費、中の尾団地集会所補修工事として2,200千円計上とありますが、中の尾団地の集会所というのは、町管理の施設なのかどうかということをお尋ねします。

次に、9ページ、民生費の14. 使用料及び賃借料の避難行動要支援者管理システムリース料、これは内容を少し説明をお願いしたいと思います。

それから、10ページ、民生費の4目. 子育て世代臨時特例給付金費、これは本来は国費で賄うべきじゃないのかなというふうに思いますが、一般財源で2,108千円となっていますが、国の委託事業ですので、国庫で賄うべきと思いますけど、この支給については交付金がないのかどうか、それをお尋ねします。

それから、12ページの商工費、2目. 商工業振興費の負担金、補助及び交付金で、企業誘致奨励金ということで301千円計上されていますけど、この内容について詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと、13ページの土木費、2目の道路維持費のところでは35,000千円の追加補正がなされていますが、これは私の記憶からいくと、当初でこれは、たしか65,000千円予算計上されておったと思うんですが、もう既に65,000千円の工事の路線等設計が終わって、不足したからあと35,000千円の要求なのかどうかをお尋ねいたします。

それと、土木費のその下の用悪水路費の委託料、工事請負費、この2,000千円と2,500千円についての説明をお願いいたします。

14ページ、土木費の住宅管理費の樹木伐採業務委託料ですが、これはどこの住宅の樹木を伐採委託されるのか、場所、どこの住宅かを教えてください。

それから、次のページ、16ページで、教育費の小・中学校で、各種研究会参加負担金として同額の180千円がそれぞれ上がっていますが、どういう研修に、1人で行かれるのか、それとも、複数の研修会でたまたま小・中学校一緒の金額になったのか、それをお尋ねいたします。

それと、17ページの教育費の3目の文化財保護費の米多浮立保存会補助金の2,700千円は、どういう内容の補助金かをお尋ねいたします。

それと、次の18ページ、3目の学校給食費、管理備品として281千円計上されていますが、どういう備品を購入されるのかをお尋ねいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員からのお尋ねの中で、私、教育委員会事務局のほうで、4ページの学校給食費徴収金、それから16ページの各種研究会参加負担金、18ページの学校給食費の管理備品について、3点お答えをさせていただきます。

まず、学校給食費徴収金の件でございます。

昨年度、予算委員会等の中でお話をさせていただきました案件でございますが、過去の学校給食の過年度分の徴収金で、徴収できない案件がありまして、こちらの債権放棄の手續に今年度入らせていただきたいと思いますと思い、こちらに提案するものでございます。

内容につきましては、平成4年から平成18年度までの過去の給食費の未納分につきまして御案内です。該当者が20名いらっしゃいます。合計で1,832,400円の方でございます。それぞれ所在が不明な方、また、過去、もう18年度まででございます、今28年度、10年を過ぎ、給食費が本来2年以内に徴収しなければいけないことになっております。その後の手續を徴収できないまま残っておりまして、債権放棄の手續に入らせていただきたいと思いますということで今回御提案をさせていただいております。

次に、16ページでございますが、こちらの負担金が小学校、中学校ともに出ております。こちらは、歳入にも上げておる案件でございますが、今回、児童生徒の活用力向上研究指定事業という事業に提案をさせていただいております、小・中学校ともに10分の10の補助金

をいただいております。その関係で、それぞれ、こちら、研修費とか、学校での勉強に対する消耗品とか、研究発表用の関係のものを出させていただきます。

研修につきましては、まず、研修の中で、活用力向上研究指定事業のフォーラムというのがあります。それにつきましては、1名の参加で80千円、それから研究校の視察ということで、20千円の1人当たり50千円の出張費、合わせて180千円を小・中学校ともに組ませていただいております。いずれも全額補助の対象となっております。

負担金につきましては以上でございます。

最後に18ページ、給食費の備品でございますが、こちらは今回、栄養教諭を配置いただきました。こちらの栄養教諭が業務しますときの栄養管理並びに栄養計算を行いますパソコン並びにソフトの整備をお願いをしているところでございます。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

4ページの学校給食費が債権を放棄しますよということなんですが、どれぐらいの徴収努力をされて、もういよいよ取れないからというふうなことで提案されているのかをお尋ねしたいと思います。

## ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

徴収につきましては、過去、給食の徴収台帳がありまして、平成24年ぐらいまでに毎回各戸訪問をしながら取っておったということしております。平成18年から24年ぐらいまでの間に各戸訪問しながら取っておりました。その後、なかなか生活困窮の方がほぼほぼでございまして、1回当たり1千円とか、そのくらいを納めていただいておりますが、その後、厳しいという状況にあられておるところでございます。

また、各戸訪問でできないところにつきましては、督促状を発送しながら各戸訪問、また納入の打ち合わせをしておったところでございます。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

各戸訪問をしたということなんですが、訪問の記録日誌か何かはあるんですか。

それと、生活困窮者というふうな表現がなされたんですが、私の一般質問の中で、教育委員会事務局長は、準要保護費で賄うというふうに言われたんですが、準要保護費の中から先に取ることはできなかったんですか。

## ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、各戸訪問の記録でございますが、各保護者それぞれの訪問の記録が台帳として残っております。

また、現在その方々は、学校のほうにお子様がいらっしゃいません、該当者がいらっしゃいませんので、今回の準要保護申請の中では該当者がいない、徴収できないというふうな



考えています。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

ということは、生活困窮者とあなたは言われますが、準要保護まではいかない生活困窮者ということなんですか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

私どもが行っています準要保護は、小・中学校の生徒がいらっしゃる方の私どもの分ですね。この方は以前に小・中学校にいらっしゃった方ですので、現在いらっしゃらないので、今、準要保護の申請をいただく方ではないというふうに御案内をいたします。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

私が言っているのはそういうことじゃない。当時、小・中学校に在籍して食べた給食が滞納なんでしょうもん。だから、そのときに準要保護の認定をするまでの生活困窮者じゃなかったということですかということをお尋ねしています。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

その件につきましては、当時のその世帯の所得状況等、ちょっと手元の資料がございませんが、当時その方たちは準要保護の申請をされていない方というふうに認識をしています。

**○2番（吉田 豊君）**

あなたは都合が悪うなると手元に資料がないというふうに逃げられますけど、債権放棄をするぐらいなら、やっぱり明快な資料を提出せんと我々は納得しませんよ。取れないから債権放棄しますて、そんな簡単なもんじゃないと私は思うんですけど、教育長、どういうふうに考えられますか。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

おはようございます。債権放棄ということで、これはもう既にこちらにおられないと、連絡もつかないという形の方々がおいでになりますもんですから、それを含めましてお願いをしているところでございまして、その当時のことにつきましては、資料が、台帳がございしますので、その範囲で、今、処理をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

もう現在どこにおられるかもわからないから取られませんよという、その気持ちはわかるんですけど、ただ、もう相手がどこに行ったか、日本の戸籍と住民登録法からいけば、私の経験からいくと探せないことはないと思うんですけどね。どれぐらいの調査をされて対象者が把握できないというふうに言われているのか、ちょっとお尋ねをします。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

転出の調査の権利、権限なんですけど、私ども教育委員会の中では、そこに該当する方、転出先をわかっておりましたので、転出先へ督促状を送る。そして、その転出先から戻ってきた案件について、転出先不明、所在不明というふうに整理をしています。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

じゃ、もう督促状を出して宛先不明と返ってくれば、もうその人たちは行方不明ということ进行处理するわけですか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

私ども教育委員会では、そういう調査方法になります。議員おっしゃっていらっしゃるのは、税務課とかの税法上の戸籍の権限かもしれませんが、私ども教育委員会で持っている権限は、先ほど言いました督促状を出して、そこにいらっしゃらない方については宛先不明ということになります。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

職責からいけば、今、局長が言われるようになるかもしれませんが、お互い、内部資料の共有はされているんじゃないですか、全然もうそういうことはないんですか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

内部での情報共有ということではしておりません。

**○2番（吉田 豊君）**

実態はわかるので、それはやむを得んかなというふうに思いますが、余りにも簡易に債権放棄をするということはやっぱり許されないことだと思いますので。

そいぎ、20名の債権放棄ということで説明を受けたんですけど、ほかにはもうないんですね。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

はい、20名のみです。（「わかりました。以上で終わります。あと答弁」と呼ぶ者あり）

**○財政課長（高島浩介君）**

私のほうからは、6ページ、総務管理費の施設管理費の中の工事請負費で、中の尾団地集会所補修工事、こちらのほうについてお答えをいたします。

先ほど議員のほうから、所有者はどちらかということで、所有につきましては、登記上、平成元年7月8日に新築、平成2年1月10日、こちらに、上峰町のほうに寄附をされております。前の建て主のほうは佐賀県の住宅供給公社ということになっております。こちらにつきましては、建築後30年近くたっておりまして、本体構造のほうが木造ということがあります。老朽化のほうは雨漏り等もありまして、かなり床や台所、天井などに危険な部分があるということで、今回、本体の補修工事のほうをお願いいたしたいということで計上しており

ます。

**○2番（吉田 豊君）**

大変ぶしつけで申しわけないですけど、住宅供給公社が宅地分譲をして、あそこに集会所をつくったものを町に寄附したということであれば、各集落で持っている公民館も、町に寄附すれば町が管理してくれるんですか。

**○財政課長（高島浩介君）**

そちらにつきましては、各地区の集会所と申しますか、これにつきましては、隣の処理場、今は駐車場のほうになっておりますが、そこら辺と一体的に余剰地で集会所をつくっておられたというようなお話を聞いております。

どういう経緯と申していいかちょっと私のほうもわかりませんが、その当時、一応、団地の集会所として、団地の方だけに使っていただくというような形での引き渡しであったかと思っております。多少、地区の公民館で皆さんたちが建てていったというのとは生い立ちが違うというか、そういう形かと思っております。

以上でございます。

**○2番（吉田 豊君）**

大体中身はわかったんですが、私が言いたいのは、中の尾団地専用の集会所であれば、中の尾団地の住民に、やはり維持管理をさせるのが普通じゃないのかなというふうに感じたのもんですからお尋ねをしたわけですが、わかりました。これで終わりです。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

次、答弁を求めます。

**○住民課長（福島敬彦君）**

吉田議員の質問でございます。予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページの款の3の民生費、項の2の児童福祉費、目4の子育て世帯臨時特例給付金の節の23. 償還金、利子及び割引料の御説明でございます。

今回、この補正におきましては、臨時特例給付金、議員おっしゃいますとおり、100%補助ではないかということで御質問でございますが、当初の計画では100%補助ということでございましたが、その後、基準額が設けられまして、実際、変更前といたしまして、基準額300千円、プラス対象となる児童数掛ける500円、これを事務費とするということになっておりました。その後、国のほうから事務費の追加交付についての文書が参りまして、要綱上、算定基準に比べまして実支出額が1.5倍を超える自治体については、算定基準額を比較しまして50%を超えて支出をいたしました実支出額については、追加配分ができるということになりまして、要するに、このことでうちの実支出額は当然1.5倍を超えておりましたので、追加交付対象ということになりました。そこで、追加交付申請をいたしまして、額の決定が

3月15日に来た次第でございます。ところが、当初……

○議長（碓 勝征君）

答弁は簡潔にお願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

済みません。当初の予算からいたしまして、その予算に応じまして、事務費や、例えば臨時特例給付金等々のシステムの共同開発等もいたしまして、その分でもう実額を押さえておりましたものですから、変更後の額に精算金が発生したということになっておりますので、その分を事務費の精算金としてお返しするという補正でございます。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

次は、12ページですかね。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

おはようございます。吉田議員からの御質疑にお答えをいたします。

9ページ、避難行動要援護者管理システム、備品購入費で当初、計上しておりましたが、今回の補正で使用料及び賃借料の14節のほうへ財源組み替えをするようなものについての質疑というふうに承っております。

まず、経緯につきましては、災害対策基本法が平成25年6月に改正をされまして、その中で、避難行動要援護者の名簿に関する書きぶりが中身的に変わっております。この改正災害対策基本法の施行前から災害対策要援護者名簿というものが当方においても保有はしていたところなんですけれども、この法第49条の10第2項の中での規定ぶりが若干変更になりました。要援護者から要支援者、あるいは要配慮者というように、支援を要する者のカテゴリーがふえ、そういったところの観点から、当初予算に備品購入費という形で計上させていただいたものです。しかし、備品購入費で対応した場合は、故障すれば修繕費の対応、また、補修契約が必要になれば、委託料での別途予算計上という形が、また後刻必要になることから、そのリース期間における故障等の保証料、これは故障の際にかわりのパソコンが必要になったりとか、そういった保証に関してが、リース料の総額に吸収されるというような計上になるかと思われまます。

逆に、購入後、故障等が生じた場合、かわりのパソコンをみずからが準備しなくちゃならないなどのリスクを避けるためには、リース契約によります、いわゆるメンテナンスリースという形になりますけれども、こちらのほうが使用料への財源組み替えのほうが将来的な運用をしやすいというような考え方をさせていただいたところですよ。

また、前回の災害対策基本法の改正の動機といたしましては、東日本大震災によるところが非常に大きく影響をしているところでございます。

今回も熊本地震の対応を受け、法改正がないということも限りません。そういった法改正

の際においても、リース契約であれば、バージョンアップ対応という形でシステムのバージョンアップを図ることができますが、備品購入費であれば、再度、システムの見直しをしていくことも予測されるということが考えられます。ですので、今回総合的に検討させていただいた上で財源組み替えをお願いしていると、そういうところでございますので、御理解の方、よろしくお願いいたします。

以上です。（「オーケーです」と呼ぶ者あり）

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

12ページの企業誘致奨励金関係。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

私のほうからは、12ページの商工費の中で、企業誘致奨励金の内容はということでお答えをしたいと思います。

この件につきましては、県内で貨物運送事業を営む事業者の方が、平成26年度までに土地及び建物を取得されまして進出をされた案件でございます。

この点、本町におきましては、上峰町企業誘致条例というものを定めておりまして、進出される事業者に対して、奨励措置を行うこととなっております。

具体的には、同条例の第5条におきまして奨励措置を定めておりまして、「対象となる工場等に、最初に固定資産税を課すことになる年度の翌年度から3年間に限り、奨励金を交付することができる。」としておりまして、具体的には、「工場等に前年度に課された固定資産税額のうち、新設若しくは増設に係る土地（事業の用に供する建物敷地部分に限る。）又は工場等の建物及び直接製造の用に供する償却資産（機械及び装置に限る。）」——ですが、これに対して課された固定資産税相当額の100分の50を限度として奨励措置を行うというふうになっております。

このような規定に基づきまして、今般、その事業者から奨励金の申請が上がってまいりましたので、関係書類に基づいて算出した金額を、今般お支払いをするということで補正を組ませていただいております。

以上でございます。（「オーケーです」と呼ぶ者あり）

**○議長（碓 勝征君）**

次、13ページ土木関係で3件。

**○建設課長（白濱博己君）**

13ページの土木費の中で、道路維持費の町道補修等工事35,000千円、それから、用悪水路費の委託料、調査設計業務委託料2,000千円、それから工事請負費の水路改修工事費の2,500千円、飛びまして、14ページの1目、住宅管理費の樹木伐採業務委託料600千円ということで説明を申し上げたいと思います。

まず、道路補修の件でございますけれども、当初65,000千円の予算の枠で補修等を実施しているわけでございますけれども、昨日の一般質問の中で8路線を決定しているということでも申しあげてございますが、そのほかにも計画している要望箇所等、まだ決定しておりませんが——等も合わせますと不足することが予想されますので、今回35,000千円ということでのおおむねの枠をお願いしておるところでございます。

先ほど申しましたとおり、65,000千円のうち、今現在入札しておるのが3路線でございます。その分が、執行費といたしましては約13,500千円ほどでございます。残り約51,500千円につきましては、まだ残りの5路線を整備いたし、また入札率の減、また、実施設計等の過程の中で、その幅で65,000千円ということを考えながら、また、その不足がある分につきまして、また、今後につきましての35,000千円ということで、おおむね六、七路線を考えておるところでございます。

また、そのほかに白線、それからガードパイプ等々、安全施設面も予定をしておるところでございます。

続きまして、調査設計業務委託料の2,000千円でございます。

この件につきましては、上米多地区にあります町道目達西線沿いの少し広がっているところの水路でございますけれども、この件に関しましては、昭和60年ぐらいに一度整備をされている箇所ではございますが、以前から堆積土が3メートル、4メートルということで深くございます。安全面で危険な箇所ということで認識しておるところではございますが、あわせて隣接している建物にも影響を及ぼしている可能性も否定できないところでございます。また、地元のほうからも、防火水槽的な水利的な利用のためのしゅんせつ等の要望もあつておりましたけれども、現在の状況下では対処されないという状況でございます。今回、町が管理する水路といたしまして、安全対策としても、この水路を調査し、できれば安全な水路として改修したいと思っておるところでございますので、その調査費として計上させてもらっているところでございます。

続きまして、水路改修工事でございますけれども、2,500千円。この内容は、2件ございます。

まず1件が、屋形原東分地区の水路改修工事でございます。ここは、県道鳥栖川久保線からレイクタウンの方向に上る3差路の西側の堤でございますが、この付近は、北側からの町道から流れている側溝の雨水と、それから上の新立ため池がございまして、そここのところからの排水が合流している水路でございますが、はけ口が悪く、のり面の崩壊等々もしておりまして、豪雨のたびに浸水している箇所でございます。今回お願いするものでございます。

それから、もう1件ですけれども、鳥越地区の水路改修工事でございます。この件につきましては、鳥越公民館の東側に県道がございまして、その県道の南東に流れる素掘りの導

水路でございまして、崩落時には浸水というふうな箇所もあっておりますので、今回お願いする分でございます。

それから、樹木伐採業務委託料の600千円でございますけど、この件につきましては、西峰団地RC1、RC2の南側にある樹木が、長年たつて樹木が高く生い茂っております、入居者のほうから、昨年来、伐採の要望がっておりますので、今回、17本を対象に剪定、伐採のお願いをするものでございます。

以上でございます。

**○2番（吉田 豊君）**

説明を受けたので、大体わかったんですが、私がここで申し上げたいのは、請願の採択された道路を全然放置されて、古いものはもう十何年経過した請願の案件もあるわけですね。そういうものにもやっぱり目配りをしてもらってしてもらわんと、各常任委員会で審議をして、これはやっぱり採択せんばいかんなどということで、地元の要望を組んで請願、採択しているわけですから、その辺の目配り、気配りもぜひともお願いしたいと思います。

それで終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次、17ページ、文化財関係で。

**○文化課長（原田大介君）**

皆さんおはようございます。それでは、私のほうから、17ページ、3目、文化財保護費、負担金、補助及び交付金の米多浮立保存会補助金2,700千円につきまして御説明申し上げます。

これにつきましては、原資は県のさが未来スイッチ交付金事業でございます。その歳入が今回の説明書の3ページのほうに15款、県支出金、2項、県補助金、5目、教育費補助金、1節、教育費補助金の中の、さが未来スイッチ交付金事業1,250千円がこれに充当される原資でございます。

事業の中身につきましては、ソフトとハードに分かれておまして、ソフトにつきましては、子ども米多浮立の拡充、それからハードにつきましては、浮立の会場の案内板の設置ということを考えております。

予算的には、ソフト事業としましては、後援会、ポスターチラシ印刷等で300千円、それから、子ども米多浮立の備品購入——衣装、道具等の購入で800千円、それから、子ども米多浮立の奉納経費等で400千円、合わせまして1,500千円。

ハード事業につきましては、会場3カ所、老松神社とお旅所と瑞応寺跡、3カ所に400千円程度の案内表示板を設置したいと考えている事業でございます。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

ほかありませんか。

**○7番（吉富 隆君）**

同僚議員がほとんど御質疑をされたので、単純なお尋ねをさせていただきたいと思います。

同僚議員と、かぶさる部分があると思いますけれども、御了承をお願いしたいと思います。

4ページの款の20. 諸収入、学校給食費の問題でございますが、この案件につきましては、決算特別委員会で厳しいやりとりをした経緯がございます。その案件が今まで放置されておったということで私は思います。今後につきまして、これは議員の皆さんと機会をつくっていただいて、きちっとした方向性を出すべきではないかと僕は思います。決算特別委員会で厳しく追及をしてきました。でも放置、そのまま。だから、議会も任期が4年でございますので、新しい議員さんいっぱい入ってきます。これは当然質問しますよ。だから、この問題については、教育長、今後早急に議長をお願いをして、全協なりなんなりを開いていただいて、方向性をきちっと出すべきではないかというふうにと思いますが、教育長の見解をお尋ねします。

**○町長（武廣勇平君）**

これはまさに吉富議員が平成4年から18年までの過年度の給食徴収費については、適正に法に従って処理すべきだという御提案を受けて全員協議会もしたと思いますけれども、決算委員会だけの協議でしたでしょうか。これは私が就任してからずっと課題になっておった話題でございます。この間、かなりの協議を進めた上で、私ども執行部としてちゃんと方向性を出すように指示をいたした上で教育委員会がこの提案をされているものと思いますので、教育委員会のどういう判断をしたかについて、今から答弁させますので、お聞きいただきたいと思います。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

学校給食費につきましては、私どもはこの一般会計の中でしっかりと対応をしていくという形で臨んできておりまして、債権のことにつきましても、きちっとやっていこうというふうなことで臨んでおります。

このことにつきましては、しっかりと対応していくという形をとろうとしておりますので、また議長さんともお話を……（「議長」と呼ぶ者あり）

**○町長（武廣勇平君）**

これは民法上の処理が必要だということで、時効の援用措置だとか必要だということで、従前は、議会の声も受けて、不納欠損処理をするような流れでお願いを、やろうとしたところでありましたが、手続的にそのような手続ではだめだというお叱りを受けた記憶がございます。よって、ここについて、こういう提案をしているには、何らかのこういう提案をする必要があるというふうに事務的に思っておりますので、事務局長のほうから、この提案をせざるを得ない、こういう手続をとって放棄をしなきゃいけない手続について、ちょっと説



明をさせたいと思いますので、よろしいでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

吉富議員、本当ありがとうございます。

この件に関しましては、さきの予算委員会とも、本当いろいろ皆さんのほうから御意見いただきまして、感謝申し上げます。

今回、債権放棄という手続につきまして御案内をしていただければ、先ほど吉田議員のほうからも御質問いただきました、債務者の所在が不明で、まず取れないという案件が、さきの全員協議会のときで9名の方が所在不明ということで上げております。

また、今回の給食費、本来、時効は民法上2年でございます。そこで、そもそも時効の援用の手続が正式な手続になろうかと思っています。また、私どものほうからも、強制徴収以外での債権について、徴収できないということでの一定の整理をさせていただきたいと思っています。そこで、吉田議員からも言うていただきましたように、過去の私どもの徴収、それぞれの一人一人のほうにどういうふう徴収したかという努力の中で、それでも徴収できない、またさらに、民法上も2年を超えております案件、もう既に最短で18年度分でございますので、そこからすると10年を超えております中で強制執行もできない案件について、今回整理をし、また、議会のほうへ債権放棄の議案について手続をさせていただきたいというふうに考えております。

今後、これにつきまして、議員の皆さんと手続等についても御案内させていただきながら進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

**○7番（吉富 隆君）**

非常に教育委員会としても、徴収については御努力をされております。大変難しい問題もございます。2年という問題もあります。いま、町長言われるように、不納欠損という問題も出しました。何せ、議員の皆さんの数の多かほうに決まるんですが、そういったことも含めたところで、早急に方向性を出すべきであろうと私は思います。いつまでたってもこの問題出てきますので、そういった方向性を持って、教育委員会として議会にお願いをして議論をする、そして、そこで方向性をきちっと出そうじゃないですか。もうみんな苦勞をしているってわかっています。なかなか取れません。誰がどこにおっかわからんという議論もしましたよね。

ところが、転出を上峰からとって、そして、転入をしなきゃわからないんですよ、そうでしょう。そういう案件も議論してきたじゃないですか。だから、そういった方向性もきちっとした新しく議員さんたちの了解もとっていただいて、この方向性をきちっと決めましょうよ。そうしないと、教育委員会、いつまでたってもこの質問出ますので、解決の方法はそれしかないと思うので、その方向性を持って行動をしていただければ幸いかなと思っています。

以上で終わります。

**○町長（武廣勇平君）**

まさにその提案をここでして、議員の皆様方からこの処理に向かうようにということでの御指摘を受けて、この提案をしております。ここで審議をいただいて、ここで皆さんから処理するような方向性で述べていただければ我々が執行するというところでございますので、ここで一度予算は通るが、後ほどの全協で話し合っ、た、またもう一度方向性は決め直すということにはならないのではないかというふうに思いますから、議員のせつかくの提案でございますが、今の御提案についてはちょっと我々も整理をする必要があるかなと思います。

あくまでもこれまで、去年はたしか予算書にも記載すべきかすべきでないかでも議論になったと思いますけれども、平成4年から18年まで、もう大変この問題はなかなか徴収等も進まず、案件として残ってきた問題でございました。今の御提案を受けて、ちょっと時間をいただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

議長、ここで暫時をいただきたいと思います。（「ちょっと町長、よろしいですか。議長」と呼ぶ者あり）

**○7番（吉富 隆君）**

もう本当に今までの給食センターの経緯等々まで発展して、今の給食センターがあるものと思っています。この徴収問題でいろいろ議論したよね、課長。そういったことも含めておりますので、非常に難しい問題ではあるかなと思いますし、今、町長が言われるようなことで、提案したからという問題もあるでしょう。しかし、今後の方向性としてはどうあるべきかという提案もさせておるもんですから、そこら辺について御理解をいただきたい。これはこのまま、僕はいいと思うんですよ、このままで。だから、今後の問題としてどうあるべきかというのを僕はお願いをしているわけですから。

**○町長（武廣勇平君）**

これはこれで、ここでいいと。要するに、この提案について受け入れるが、今後の方向性については別だというお話ですか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）要するに、ここでいいという意味は、この予算を通していただく、その手続に入るわけですよ。要するに議員の皆様方からも御指摘いただいたように、債権放棄をする手続に入ると。入るための提案をしているわけでございまして、これを了解していただいた上で、いや、もう一度その手続に入るかどうか議論するというにはならないと思いますので、もし、今、議員がおっしゃるように、そういう場がなければ認められないということであれば、ちょっと時間をとらせていただきたいんですが、そういうことではなく、債権放棄の手続はとってよいが、ただ中身について、要するに過年度の徴収について不十分だった点とかあるんじゃないかという点検が必要だということであれば、その分については、この議会終了後までに、先ほど吉田議員からの質問に対する答えでございました徴収の記録台帳というものとか、債権放棄

の手続についての説明資料をつくらせたいと思いますけれども、その対応でよろしいでしょうか。

**○7番（吉富 隆君）**

町長のように詳しく説明されれば私も理解をいたします。債権放棄という問題は今までも何回も議論していますので、今までは放置した、しかし、こういう予算書に上がってくる、これをもうちょっと詳しく町長のように説明すれば理解するんですよ。なかったけん、説明不足なんですよ。町長、理解しました。そのとおりでいいと僕は思います。

**○議長（碓 勝征君）**

ほか質問ありませんか。

**○8番（大川隆城君）**

私もずっとチェックしておりましたけど、最初の2番議員さんから全部出されてしまいましたもんですから関連質問的になりますけれども、お許しを願いたいと思います。

まず、6ページをお願いします。

先ほども出ました13. 施設管理費の中の尾団地集会所補修工事、これ、中の尾団地集会所の今現在の位置づけとして、私がお聞きしたところでは、団地だけの集会所じゃなくて、井手口地区の公民館同等の扱いで使われているようにお聞きしたんですけれども、その辺はこういうふうを確認されておられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**○財政課長（高島浩介君）**

先ほどの議員の御質問でございますが、こちらの集会所につきましては、あくまで所有としましては町になっております。それで、隣が駐車場のほうを行政財産使用ということで、毎年更新をしてお貸しをしております。それに合わせまして、行政財産の使用ということで、井手口地区のほうから毎年申請をいただいておりますという状況に今なっております。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

かの地の集会所は、地区に払い下げはできないものですか。補助事業関係のどうのこうのというのが私はよく存じ上げないんですけれども、払い下げができるかできないか、その辺はいかがですか。

**○財政課長（高島浩介君）**

そちらにつきましては、ちょっと私のほうも即答はできかねますが、地区のほうが望まれるのであれば、そこら辺、検討材料にはなるかと思います。ただ、今の段階では、井手口地区の公民館ということで使わせてくださいということで、うちのほうに行政財産の使用が出ているという状況でございます。

**○8番（大川隆城君）**

そうすると、今のところ、町有財産になるということはそのとおりだと思いますけれども、

形としては、町有財産の、この集会所を無償貸与されているという形ですよね。そうすると、これから先もずっとその形でいくとするならば、所有者は町、そしたら、今回、同様に、いろんな修理かれこれが出てきたら、必ず町がしなくちゃならないふうになるわけですよね。そうすると、先ほど同僚議員からの質問もありましたように、じゃ、ほかの地区との比較といますか、あれはどうかいと、ほかは自分のところで管理して、全部修理かれこれもやっているよ。ここは使用しながら、町のほうに言ったら、町がしてくれるって言ったらどうだろうかという話になると思うわけですよ。

ですから、今、課長言われるように、一応、地区の方との話の場を設けてもらって、どうするかというのを協議されたらいいんじゃないかなろうかと思ってお尋ねをしておりますから、どうぞこの後、そういう私の心配の向きも踏まえて協議をしてもらいたいと思います。お願いしておきます。いかがでしょう。

#### ○財政課長（高島浩介君）

そちらにつきましては、一応、地区のほうに御意向のほうをお尋ねいたしました。それで、ほかの地区のお話をしてもあれなんですけど、地区的にそういう形で行政財産の使用ということで、他の施設も公民館的にスポット的に使っていておるという事例もございます。それで、現状では地区のほうが、当然、町のほうの行事等で使う場合については、そちらを優先するというので、現在は公民館として使う場合については使用を許可してくださいというような形でございます。

それと、躯体工事に係る分だけが、うちのほうが本体に危険が及んでいるとか、そういうことで、今回は補修のほうをいたしております。内部の使い勝手とか、そこら辺については、当然うちのほうに改造というか、そういうのは許可を出していただいて、自費のほうでやっていただくというようなお話までは今回させていただいておるところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

先ほども言いますように、いろいろとほかの地区との比較をしたときに、あそこはっていう話が出ないようにしてもらったがいいんじゃないかなろうかという私の老婆心から意見を言っておりますので、今後はそういうことがないような形で協議なりなんなりしてもらうことを要望して、この項は終わります。

次に行きます。

12ページ、商工費で目の2. 商工業振興費で企業誘致奨励金の関係が出ておりましたが、今回はそういうことで、一業者さんがおいでいただくようになったということでありますが、じゃ、町として、企業誘致関係についての働きかけも含めて今現在どういうふうな状況かということをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねのあった企業誘致の今の状況ということですが、議員も御承知かと思いますが、町内に、いわゆる工場用地、町が所有する土地としては、分譲なり賃貸できるものがほとんどないという状況です。

ですから、現在は、民間のそういう物件であるとか、土地も含めてそういったものがもし町内に進出をしたいという御相談があった場合は、そういったマッチングに努めていきたいというふうに考えておりますし、また、特に総合戦略の中で農業の6次産業化ですとか、あるいは農業関連企業の誘致に取り組むというふうにしておりますので、特にそういった業種を中心に誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

じゃ、次に行きます。

18ページ、お願いします。

これまた教育費の目の3. 学校給食費のところでの関連でありますけれども、実は昨日の同僚議員さんの一般質問の中で、御飯が冷えていたというような意見があったという話、出ましたよね。そうすると、代替給食のころと今現在とやり方が変わったからそういうふうな感じがしたんじゃないかみたいな御説明を受けましたけれども、実際、今現在、御飯が冷たいというふうな批判があっているものかどうか、その辺ちょっとひとつお願いします。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今、大川議員からいただきました御飯の温度でございますが、食べたとき、3月まで温かい御飯が来ていたのが、4月の時点では普通によそった御飯の温度だったんです。そこで冷たく感じたということでございます。

現在、私も一緒に食べておりますが、普通に炊いておいて食べる状況です。だから、冷たいという表現ではなく、常温で、もう少し温かい状態で、今、給食は食べているところでございます。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

何でもこういうことをお聞きしたかという、備品購入費で米飯を入れる容器が、多分保温できるのがあるやせんかという思いがしたわけですよ。ですから、そういうふうな意見というか批判というか、あったとするならば、即対応するためにそういう保温できる米飯を入れる容器を用意すべきじゃないかということで、早速取り上げてあるかなと思ったら、じゃなかったもんだから、やはりそういうことも今後はきちんと整理せんといけんじゃろうと。今もう実際、給食食べているんですから、もし、そろえるといったら急いであるべきだろうから、じゃ、予備費からということも対応ができると思うから、必要な数だけしなされたがようはなかろうかと思っておりますけど、その辺はいかがですか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

ありがとうございます。

検討については、しておったところですよ。今現在あるおひつの保温できる型というのが大体1台50千円とか、そういう単価でございました。これから暖くなる季節でしたので、早急にということではなく検討をしたところまででございました。今後、今の子供たち、それから保護者の皆さんと協議しながら、冬に向けて保温について協議を進めようということ、今現場ではお話をしています。

保温には幾つか種類がございまして、保温できるおひつ以外にも、現在のおひつをそのまま、もう一個何か保温材といいますか、梱包できるものがないかとか、それから、ほかにも私どもが見積もった50千円以外にも、そういう保温できるものがありましたので、現在そういうものをあわせながら、冬に向けて今後対応していきたいということで、今現場では話をしています。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

ただいま検討をしているということでもありますので、せっかく自校式に変えて給食を提供して、おいしいおいしいという評価をしてもらっていると思うんですよね。それが、ちょっとしたことでまた評価が下がるようなことであれば、ちょっとまたいろいろ小言を言わんといけんような場面もなきにしもあらずですから、そういうふうな、少しでもいろんな意見があったときは即対応するという意味で、できればもう早目に準備する方向でやってもらいたいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

本当にありがたい意見、ありがとうございます。私もお弁当なんかをとるときに御飯が温かいというのは一番大事なことだと思っておりますので、また引き続き対応をさせていただくかと思えます。ありがとうございます。

**○議長（碓 勝征君）**

ほかにありませんか。

**○7番（吉富 隆君）**

これはお願い事ということで御理解をいただければというふうに思います。同僚議員との重なる部分でございますが、13ページの款8. 土木費、道路補修関係の問題でございます。

当初予算で65,000千円の補修をするように予算化がされております。3カ月後に53%増の35,000千円が提案をなされております。私、議員の一人としては、大きな予算をつけていただいてありがたく思っておるところでございます。どこの道が悪い、どこの道が悪い、早く修理せよというのが議会の立場であったので、つけていただく部分については非常にうれしく思っているところでございます。

そこで、お願いでございますが、65,000千円の計画場所、金額は入れる必要はないと思うので、それを図示でいただけないかと。35,000千円に今度追加予算がされる部分についても図示で、どこどこを予定しております、どこどこを予定しておりますということができないものか、お願いをしたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

大変表現として一般質問のときにもいろいろ御迷惑をおかけした点はあったかと思えます。そのようにしっかりつくりたいというふうに思っておりますし、ただ、一本一本の路線を、設計額を概略で持ちながら予算化してまとめて道路予算として上げるんですけども、うちは予定価格イコール設計額なんですね。一方で、予定価格は公表しちゃいけないという中にございます。だから、そのあたりのどういうふうな取り扱いが、一路線、一路線ごとの予算額イコール設計額がわかるような形でなく、大体の概略であればお伝えできるものなのか。今まで慣例で、それをやってきておりますけれども、それによって入札の影響とかも余り考えずに私自身このような説明をしていたところだと思います。ほかの自治体がどのようにされているかも参照しながら、今後について検討の機会を設けさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

**○7番（吉富 隆君）**

これは私のお願いと冒頭に申し上げたとおり、金額は入れられないと僕は判断していますので、入れる必要ないと。ただ、ここの路線を予定しています、ここの路線を予定していますよということを図示で色づけしていただければいいなど。というのが、議員の皆さんも私と同じだろうと思いますが、地域に帰れば道路が悪いよ、議員さん何とかならんですかという要望は個人的にあるだろうと。僕もありますので、今年度はここまでやりますよ、来年度にここを要望しましょうねとかいう、町民の皆さんにお答えができるようにしたいというので、お願いをしているわけですから、金額はとんでもない話で入れられないと思っていますので、路線のところの色づけをして工事予定というような形をとっていただければ幸いかなと思っていますので、これはお願いですよ。できないということであればいいんですが、そういう理由からお願いをしているところでございます。

**○町長（武廣勇平君）**

大変よくわかりました。

先日、予算をとった上で、積算としてどの路線を予定しているかということについて紹介しろということでございますので、その対応をとりたいと思えます。

ただ、入札減で、もう1本ふやせるんじゃないかとか、部分的に追加で入札減をもとにできるような部分も含めて、正確性が決算として予定しているものと合わないこともあるかもしれませんが、予定の段階でお知らせすることでよいとしていただけるなら、御披瀝できるように段取りをしたいと思います。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○4番（寺崎太彦君）

14ページの款の8. 土木費、項の6. 都市計画費、目の2の公園費の区分の工事請負費の案内看板撤去工事38千円とありますけれども、これは場所と、こういった理由で撤去をしないではないかを教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

寺崎議員のお尋ねでございます。

この工事請負費ですけれども、鎮西山の登山口の入り口のところに表示板を設置しておりましたけれども、それが、ちょっと原因はわからないんですが、車がぶつかったのか何らかの原因で損傷がありまして、地区の方からそういった報告ございまして、当初、補修も考えたんですが、なかなか状态的に補修ができるという状態じゃありませんでしたので、今回、撤去という形で予算を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○4番（寺崎太彦君）

鎮西山の入り口ということであるならば、撤去されたら、またつくりかえなければいけないかと思えますけど、その計画はどうでしょう。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

新設をするかどうかというお尋ねでございますけれども、これにつきましても、ちょっと今、地元の区長さんとお話をしておりまして、そういう新たに設けたほうがいいかどうかも含めて、ちょっと今後検討をして、必要であれば、予算をとるなりしてやっていきたいというふうに思っております。

○4番（寺崎太彦君）

鎮西山を全ての議員さんが町の観光資源と思っておりますので、ぜひとも入り口なら鎮西山の顔なので、皆さん名札をつけているように、やはりそこはつけておかなければいけないかなと私個人は思いますので、ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○9番（原田 希君）

15ページ、款の10、項の2、目の1. 学校管理費の中の節の7. 賃金、支援員賃金1,740千円、それから16ページ、款の10、項の3、目の1. 学校管理費の節の7. 臨時職員等賃金862千円、ここの説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原田議員の御質問、15ページ、それから16ページの賃金、そして、同じく賃金について御



案内をいたします。

こちらは、まず、15ページの小学校費の賃金でございますが、支援員、こちらの特別指導助手、子供たちの中で特別支援学級というところで、情緒の学級とか、それから知的の学級、それから肢体不自由の学級でございます。また、通級指導の生徒がございます。それから普通学級で支援が必要な児童ということで、今、4名の支援員を当初予算でお願いをしております。

27年度から比べると、クラスで1クラス増、これは情緒学級の児童が27年の6名から28年12名にふえたことでクラスが1つふえたこと。また、普通学級で支援が必要な児童数が、27年度では26名であったのが、28年度では32名ふえたこと、こういうことをもちまして、学校でちょっと支援が必要な状況が多数生まれております。その関係で、小学校の分で今回2人の増員をお願いしたいということで御提案をさせていただいております。これによりまして、現在4名が6名の支援員体制になることとなります。

続きまして、16ページの学校管理費の賃金のほうでございます。

こちらは、中学校の非常勤講師についての御提案でございます。現在、数学の非常勤講師、T Tとありますが、1人、県から派遣をとるか雇用していただいております。数学の先生がその枠が週に2日間、数学のT Tということで入っておられます。上峰町でも、数学についてもT Tを、この事業を推進したいということで、残りの3日間について上峰町のほうから雇用させていただいて、この数学の非常勤講師について予算をいただきたいということで御提案をさせていただいております。中学校の非常勤講師の分になります。

以上です。

#### ○9番（原田 希君）

小学校のほうは特別指導助手の先生を4人から2人にふやす、その2人分ということで、中学校がT Tの先生ということでした。中学校のほうも、先ほど小学校の特別指導助手の先生、たしか当初で2人予定をされていて、今現在、1名欠という状況ですよね。これを早急に対応をお願いしたいというふうに思っていますので、現在ちょっとどういう動きをされているかはわかりませんが、早急に対応をお願いしたいと思います。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

中学校の特別支援員2人御予算いただいております。現在1名でございます。1名の方がちょっと退職されまして、現在募集をしておりました。昨日2名の応募がございましたので、面接をさせていただいております。その方、きのう面接が終わっておりますので、今、雇用の決裁を回しております。その決裁が終わり次第、早急に対応させていただきたいと思っています。

以上です。

#### ○9番（原田 希君）

はい、お願いします。

それとちょっと別の項目で、8ページの款の2、項の4. 選挙費の目の6. 参議院議員選挙費ですけど、今回からは18歳選挙権ということで年齢が引き下げられますけど、ここの中身を見てみると、賃金とか費用弁償等、直接選挙の事務的な費用等だと思うんですが、そういった若者の投票に対する意識の向上とか、今、投票率がどんどんいろんな選挙を見ても下がっていますが、そういうところの対応も、やっぱり町として考えていくべきじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたり、何か、そういうできることというのはないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

選挙の推進、明るい選挙もそうですが、行政委員会でございます、私の所掌ではないということでございますので、きょうは総務課長が、行政委員会である選挙管理委員会の事務局長を兼ねておりますので、選挙管理委員会の中でそういう議論があっているかどうかについての確認であれば、できるのかなというふうに思っております。

以上です。

**○総務課長（江崎文男君）**

先般、6月2日に上峰町明るい選挙推進協議会と上峰町の選挙管理委員会の合同会議をやっております。その中で、18歳に下げられた今回からの選挙に対するPR的なものということで論議がっております。ただ、情報的には、主にもう高校生からされるということで、そういうふうな高校に対しては県立高校等がございますので、県のほうから高校に対してはいろいろなPR的なものを行っているということを知っております。

それで、町としても若者に対してのPRということで、この推進協議会の中ではお話が出ていますので、今から先については、町も独自でそのようなPR的なものをしていくような形をとりたいとは思っております。

本町においては、そういうふうな県立の高校とかなんとかがちょっとないもので、今回についてはそこまではいかなかったんですけども、今後はそういうふうなPR活動もしていきたいと思っております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（碓 勝征君）**

ほかありませんか。

**○7番（吉富 隆君）**

これは本当に申し訳ない、確認のためでございます。

15ページの款10. 教育費、8目. 先進的教育推進費の中で、タブレット購入の備品購入費で18,744千円の計上をなされております。財源的には、国県支出金ということで17,082千円の計上がなされております。

ここで確認なんですけど、県、国の補助金の内定なり確定通知などはあったでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

内定の件でございます。

さきの予算委員会等のときに御案内をさせていただきましたときに、私は内々定とか、それから内定、それから内示ということで御案内をさせていただいていました。今回の事業につきましては、佐賀県が国から内示をもらってということで進むときに、私ども、さきに内々定という文書を御案内させていただきました。あれを持って、上峰町には内示とするということで、後もって担当課同士でお話をいただきました。私はその後、計画して内示とかいう御案内もさせていただいておりましたが、今回については、さきの内々定をもって通常の内示とするということでした。

今後ですけど、今開催中の佐賀県議会が終了しました後に、今度は申請の手続に入るということのでございました。申請すれば、今度は、内示を飛ばしまして、交付決定という手続になります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

もう本当に我が町の教育、マンツーマンの教育については、私はどんどんやりなさいよと言って勧めてきた一人でございますので、この内々という言葉は初めて僕は聞きましたので、非常に戸惑っている状況でございます。ぜひとも内示を早くいただくような努力をさせていただかないと、もし計上をして、これがなかったということはどういうことになるかということとはわかるでしょう。そういう問題が起きないがために御努力を重ねてお願いしておきたい。もう内々という言葉は議会では通用しないよ。言っておきます。ぜひとも御努力方をお願いしておきます。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第31号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第32号

○議長（碓 勝征君）

日程第7. 議案第32号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。（発言する者あり）

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

御異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（碓 勝征君）

再開いたします。

議案審議でございます。

日程第7．議案第32号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第33号

○議長（碓 勝征君）

日程第8．議案第33号 平成28年度天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」文化財保存地区土地公有化事業に伴う土地売買契約の締結について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

本当にこの八藤遺跡問題につきましては、長年の懸案事項でございました。ことし、町の持ち物になる予定になっておるところでございます。今後の計画がもしわかれば、お教えをいただければなと思います。

○文化課長（原田大介君）

私のほうからお答えしたいと思います。

今後の計画ということですが、まず、今回、公有化を済ませますと、ようやく町が保存地区について保存整備をできる立場になりますので、一番最初には、まず、北側の水路の埋め立てから29年度は事業を国庫補助でお願いしていきたいと考えております。

現在、6月14日付で県から来年度の国庫補助事業の照会が来ておりますので、それに盛り込みたいと思って、今作業を進めております。

それと、その後につきましては、とりあえずは現状のままで早急にあそこに保存施設を建ててどうのこうのするまではちょっといかないかとは思いますが、公園化を目的とした仮整備というような形で、太古木の地上表示、説明板の設置、それから沿路の整備、それから植栽、外構工事等を何年間かの計画で進めていければと考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

課長のほうから今後についての御説明をいただきました。北側の側溝整備からというよう

なことでございます。内部的に行政の中で、財政と勘案しながら早急に進めていただけるように要望をしておきたいというふうに思います。

○議長（碓 勝征君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結いたします。

#### 日程第9 議案第34号

○議長（碓 勝征君）

日程第9. 議案第34号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（吉田 豊君）

説明資料を要求しておったんですが、まだ手元に届いていません。

○議長（碓 勝征君）

当初、提案するときに、室長のほうから口頭で説明はありましたけれども、それでまだ不足ということですかね。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、いいですよ、ここでお尋ねしますから、答えていただければ。じゃ、いいですか。

3ページの歳入のふるさと寄附金の基金繰入金の件ですが、もう出納閉鎖も終わっていますので、27年度のふるさと寄附金として、寄附者が選択する使用目的ごとの寄附金の合計額、それと、27年度の総額が幾ら寄附金が入金されたのかということと、それに要する返礼品を含んだ関係支出の総額、そして、それを差し引いた残りが幾らになるという数字を教えてくださいたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

一昨日6月7日の更新になりますが、私どもが「ふるさとチョイス」というサイトでふるさと納税のお願いをしているわけですが、その寄附金額と寄附件数をお答えさせていただいた後に、詳細が、補足があれば室長のほうからお答え申し上げたいと思います。

寄附金額につきましては、2,061,785,826円ということでございます。（「もう一回お願いします。20億……」と呼ぶ者あり）27年度ですね、2,061,785,826円。件数につきましては、9万1,531件ということで、「ふるさとチョイス」上で集計された結果でございます。

後ほど詳細について補足があれば、室長のほうから御説明をさせます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

それから、御質問の中で、返礼品に幾ら支出したかというお尋ねだったと思いますが、済みません、ちょっと今、手元に資料がありませんので、今資料を作成しておりますので、資

料ができ次第、追って御報告をしたいというふうに思います。申しわけございません。

**○2番（吉田 豊君）**

ふるさと納税は、こういうものに使ってほしいという条件付きのものと、町長お任せという形のふるさと納税の種類があったと思うんですが、その金額ごともわかりますか。ちょっとそれもお尋ねしたつもりなんですが。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

「ふるさとチョイス」の中で、基本的には議員御指摘のとおり、総合戦略の4つの柱がございまして、まちづくり、ひとづくり、しごとづくり、その3本の柱プラス町長お任せという形で用途を選択できるような形にしております。ただ、お尋ねがございました、それぞれの各項目に幾らの寄附金の指定があったかという点については、ちょっと今手元に資料がありませんので、それを含めて後ほど御報告をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

**○2番（吉田 豊君）**

それと、もう1つは、返礼品の佐賀牛がかなりおくれておるというふうなことを聞いています。佐賀牛については、品物によっては何カ月待ちというふうなことがあるように聞いていますけれども、待たせることによって、もうじゃ、ふるさと納税やめますと、キャンセルは一件もなかったかどうかですね。

**○町長（武廣勇平君）**

これは、室長は最近、4月からの担当になりまして、経緯については私のほうがよくわかっていると思いますので、御説明申し上げますが、キャンセルはございます。そうした遅延をもとにキャンセルする案件もございまして、通常のキャンセルというか、そういったものもございまして。その点については、逐一对応をさせていただいているということでございまして、他の市町等もそのような案件はあるというふうに確認をしております。

遅延をしてしまう理由というところですが、やはり生産体制に対して受注量が上回っている状況が過度に続き、これを解消するべく、業者のほうで、増築、ラインの増設等を行っていただいたり、あるいは業者そのものを、供給体制をふやすような形をとっておるところでございまして、今後につきましては、供給体制について、なだらかに落ちついていくというふうに思っております。

あとちょっと気にするところですが、9月から12月の、昨年に倣えば同じような寄附件数があった場合に備えた体制づくりをしていく必要があるというところで考えております。

（「オーケーです。あと、資料を見てから」と呼ぶ者あり）

**○3番（田中静雄君）**

お尋ねでございましてけれども、2週間ほど前に、私も親戚のほうに、大阪のほうですけれども、「ふるさと納税、上峰町にしてくださいよ」ということでお願いをしたところ、「佐

賀牛が非常に人気があるということだけれども、まだ4カ月ぐらい待っておかにかんらしかよ」と。そういうことで、まだ実際はされていないみたいですが、いつごろそれが落ちつく見通しなんでしょうかね。

**○町長（武廣勇平君）**

表記の件につきましては、もう4カ月を下回る状況になっています。ただ、なるべく影響が出ないように、ああいう表記のままにしているというのが現状でございますが、私が先日確認したところ、あと一、二カ月でこの状況はおさまるだろうという確認はいただきましたが、それも今後の寄附金数によって変わってくるところがございますので、一概には言えないところがございますが、今申し上げているのは、増設したラインの体制が5月の下旬に1つ、生産ラインが2倍以上になった業者がございます。

また、生産体制をふやすべく供給ラインとして、別の業者を通じて出しているということで、お肉についても、その業者さんが代替している部分もございますので、今後については御心配なきよう。

ただ、議員の皆さんからすれば、9月、12月の受注に対する体制についてどうかというところが御懸念だと思いますので、その分についても、体制が整い次第、御報告していきたいと思えます。

**○3番（田中静雄君）**

ただいま町長からの説明がありましたけれども、やっぱりはおくれの分が8月ぐらいには解消するんじゃないかということちょっと聞いていますけれども、できるだけ早く、これからもそういうことができるだけないように体制づくりをやってお願いをしたいと思えます。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

ほか、ありませんか。

**○7番（吉富 隆君）**

特別に、きょう、追加提案がなされました。議運のメンバーの一人としてオーケーを出したところでございますが、これは特別中の特別で認めたわけでございます。そういった中で、3ページの説明の欄じゃなくて、歳出のところ、議会費のところ、566千円計上がなされております。これは、議会内部の案件であろうと僕は思っております。そうしますと、予算というものは、議会の案件であるとするならば、議会から町長にお願いをされたと思えます。そうしないと、行政は寄せつけられないので、議会の中でも全協をやらせていただきましたが、目的は何か。調査特別委員会をつくるのか、つくらないのか。全協に第三者を呼んで議論するのかというのは決定はされておられません。今からという議長の報告でございましたので、その件がどうなっているのか、お尋ねをしたい。

**○町長（武廣勇平君）**

調査特別委員会か、全員協議会か、どのような形で進めるかについてお尋ねしたいという御指摘だったと思いますが、この提案は、議長の先日の空転劇の後の議長発議を受けまして、議長から参考人の招致を――参考人招致、本会議でできるように地方自治法が変わりましたので、その提案を受けて私どもの予算措置ということで、参考人招致を行うという形での公聴会か参考人招致だというふうに理解しておりますけれども、その予算提案でございまして、全員協議会で取り扱うか、調査特別委員会で取り扱うかということではなく、本会議場での参考人招致だというふうに私自身は理解して提案しております。

**○7番（吉富 隆君）**

まさしく町長の言われておるとおりだと思いますが、議会内部の案件であって、議会がやっぱり方向性をきちっと出して町長に予算をお願いするのが筋道だろうと私は思っています。ぜひとも早急にこの方向性というのは出していただきたい。予算をつけていただいたことにはありがたく感謝をさせていただきたいと思っております。

この566千円の内容についても、議員の皆さんは御承知だろうと思いますが、弁護士さんの費用が500千円組んであります。それから、3,300円の費用弁償、20名分というふうな内容になっております。これはこれとしていいとして、議会でどういう形をとるのかというのは早く決めてもらわないとできないだろうと思います。これは、行政とは関係なくて、議会の内部ですから、議会でやっぱり議論をして、じゃ、こういうふうにやりましょうよと、予算はつけていただいたという形になるだろうと思いますので、そこら辺について、議長には、動議と違って発言をすることができるようになっていきます。議長は答弁をしなければならないということで、きちっと議員必携に載っておりますので、議長の見解を、今後どうされるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

**○議長（碓 勝征君）**

このことにつきましては、私が先日の議長発言ということで皆様にお知らせをしたところでございます。そういうことで、この問題等々の中身につきましては、第三者の有識者に入ってもらって整理をする必要があるということで、私、発言をしてみたい。それを受けまして、町長のほうに経費の要求という形になっておりますので、あとは、やり方、方法につきましては、今から詰めてまいりたい。本会議でやるものか、公聴会でやるのか、そこら付近のことがございますけれども、いずれにいたしましても、この予算が通った後に方向性というものは出していく予定にして、皆さんと協議をしたいというふうに思っております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

早急にこの問題について解決をすべきもんだと私も思っていますので、議会はあしたで終



わかりますので、早急に全協を開いていただいて、方向性をきちっとしていただかないと、せっかくつけていただいた予算、無駄になります。これも町民の税金を使うわけですから、一切無駄はできないというふうに副町長さんからくぎを刺されていますので、これはきちっとやっていただきたいというふうに思います。早急に議長、お願いしますよ。いつごろ予定されますか。

**○議長（碓 勝征君）**

それは、この会議が終わりまして、内部調整をしながら、近いうちに進めたいというふうに思っております。

**○7番（吉富 隆君）**

できれば、近いうちじゃなくて、早急に何日ごろにしたいというようなこともお示しをいただければと思っております。公金を使ってやるわけですから、これはだらだらするわけにはいかないと僕は思っていますので、早急に議長、お願いしておきます。

**○町長（武廣勇平君）**

ちょっと私も不勉強でございましたが、参考人招致は本会議場でしかできないものだと思っておりましたけれども、調査特別委員会やら、あるいは全員協議会やら、そういった形でできるのか、ちょっと調べていく必要はあるなど思っておりますが、先日の全員協議会で確認できたのは、参考人招致をやっていくということは議員の皆様方が確認いたしましたので、提案したところでもございました。ちょっと私もしっかり調べていきたいと思っております。

**○7番（吉富 隆君）**

大変町長にはありがたく感謝をしているところです。予算は簡単につけられないと思うので、やっぱり財政厳しい折に、566千円という小さな金額にしても、やっぱりありがたく感謝をしなければならない。それについては、議会の内部のことですので、きちっとやっていかざるを得ないというふうに考えておりますので、議長に早急に全協なりなんなりを開いていただいて、早く解決をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしておきたい。

**○議長（碓 勝征君）**

ほかありませんか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

先ほどの吉田議員の御質問の中で、ちょっと御回答ができなかった部分がありましたので、御説明をしたいと思います。

まず、ふるさと納税の決算額の中で、返礼品に関する支出額というお尋ねがございました。それで、町長からの説明がございましたが、寄附金の受け入れ額が2,061,785,826円に對しまして、返礼品に係る支出額が339,325,146円というふうになっております。

それから、利用用途についてもお尋ねがございました。私、先ほど用途のメニューにつき

まして、基本的に総合戦略の4つの柱に基づいてメニューを設けている旨、御説明しましたが、昨年度の末にそういうふうに見直しをしておりましたので、昨年度の寄附金については、若干、メニューの構成が違っておりますが、パーセントで申し上げます。

まず、1番目に、学童教育振興のための事業といたしまして、全体の32.5%の寄附をいただいております。それから、2番目といたしまして、高齢者の生活を支援するための事業ということで10.5%。それから3番目といたしまして、自然環境並びに地域景観の保全及び活用のための事業といたしまして18.4%、それから、町長おまかせといたしまして38.6%、このようになっております。

以上でございます。

#### ○町長（武廣勇平君）

今、室長申されましたように、あくまで総合戦略できる前の、今、割合でございまして、総合戦略後に、そういったところで、ひとつづくり事業、まちづくり事業、しごとづくり事業と、おまかせというところで分類を加えていることを補足しておきます。

#### ○2番（吉田 豊君）

返礼品関連支出が339,320千円ということですが、これは繰り越した分については、まだわからないということで、じゃ、現在まで確定した分がこの金額だということですね。そういうふうに理解しておけばいいわけですかね。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほど私が申し上げた返礼品の支出額ですね。申し上げましたとおり339,325,146円ですが、27年度にいただいた寄附金の全てを支出しているわけではございませんで、一部は繰り越しておりますので、それを繰り越して28年度以降の返礼品の支出に充てている部分もございます。

以上でございます。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

#### ○6番（井上正宣君）

この議会費の566千円の中身でございしますが、どういう案件で弁護士が必要なのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

それから、WEBマーケティングの委託料の件についても、これはもうちょっと具体的な資料があれば資料を提出していただいて中身を精査したいと思いますと思いますが、よろしく願います。

#### ○町長（武廣勇平君）

これは、1点目は私に対するお尋ね、執行部に対するお尋ねということですかね。（「執行部やないと思う」と呼ぶ者あり）議会費の内訳については、議長に対するお尋ねですか。

（「議会」と呼ぶ者あり）であれば、後段のWEBマーケティング費につきましては、詳細説明ということで求められておりますので、室長のほうからお答えを申し上げます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

お尋ねがございましたWEBマーケティング支援業務委託料でございますけれども、冒頭少し御説明を差し上げたんですが、ふるさと納税の寄附金の受け付けについては、これまでの我々の経験上、いかにして「ふるさとチョイス」の上峰町のサイトに寄附を予定されている方を誘導して、いかにして、そこで寄附をしていただくという決断というんですか、そういったものに持っていくかという、そういうインターネット上の技術的な工夫というのは大変重要であるという認識をしております、そういった観点から、そういった方面に詳しいIT関係の業者の方に御相談をしながら、例えばインターネットを御利用の方は御存じと思いますが、何らかの単語を検索サイトに打ち込みますと、検索結果とは別に、ページの上部のほうに広告が出てくると思います。そういった広告をリスティング広告と呼んでおりますが、そういったものの活用ですとか、あと、そこからアクセスをされて、実際今、当町の「ふるさとチョイス」の画面に誘導したりするわけなんですけど、そこでもやはり、例えば当町の情報ですとか、どんな形で寄附金を使っているかですとか、そういった情報もお伝えしながら実際に寄附をいただく確率を高めていただくということで、広告の作成等々も考えておまして、そういったことをあわせて業務委託費として、業務委託として業者のほうに発注をしたいということで考えております。

以上でございます。

**○議長（碓 勝征君）**

議会費の中の566千円の関係で、中身の御質問のようでございますけど、先日の全協の中で私が報告した中身について精査をし、第三者に入ってもらって専門家の方の御意見を聞きながら、この件について調査をしていきたいということで申し上げます。

全協の中では、参考人招致、専門家を呼ぶことについては御理解をいただいていたということをご理解しながら予算要求をしておるところでございます。

**○6番（井上正宣君）**

この案件については具体的に上げないと予算措置が非常に曖昧になってしまうんじゃないかと思っております。弁護士費用、公費で566千円も使うわけですから、どういう案件に対してどういう弁護士の必要があるのか。ここでやっぱり述べていただきたいと思っております。

それから、WEBの件ですが、この件はやはり事前に具体的な資料を持って全員協議会等で説明をしていただいたほうがいいんじゃないかと思っております。

**○町長（武廣勇平君）**

まず、提案をしている立場からして、先日の空転の後の議長発議に基づき、吉富議員から

の質問、3点ございました。それに加えて、防衛協会のほう、県でも1点、議長発議の中で触れられまして、この收拾を図るための提案として、参考人の招致する場を用意したいという御提案を受けました。

私がどのように考えたかと申しますと、この3点については、うわさの漏れ伝わるところで聞きますと、なかなか議会のほうでは結論が出ないような状況も聞いておるということでもございましたし、防衛協会の件につきましても、これは平成24年以降、民間に今やっていただいておりますけれども、それまでは町で、その事務局を構えておったときの案件でございます。この点についても、しっかりと間に整理をする必要があるという立場で議長さんが申された以上、その点について参考人の方々に整理をしていただく必要があるのではないかと、いうふうに考えておりますので、議会の議会運営における全員協議会か本会議かの点がまず1点。加えて、条例違反はするべきでないかということに対する答えとしての1点。もう1つが、吉富議員がお尋ねになったことを受けて議長さんが話された内容について触れられた3点。偽装に当たるのかどうかの1点に加えまして、防衛協会の点でのさまざまな問題について、これがどのような対応が望ましいのかについてお尋ねするというので、4点だというふうに理解をしております。

#### ○6番（井上正宣君）

この問題は、刑事告発をしているわけじゃありませんので、こういう内容においては、議会全体の問題として捉えるのではなくて、一つの問題点として、県の議長会、全国議長会の事務局等に問い合わせをすれば解決する問題なんです。別に告発をしていないのに、こういう弁護士まで入れて話し合うというのは今まで前代未聞じゃないかと思っておりますが、いかがですか。

#### ○町長（武廣勇平君）

これはちょっと私もキツネにつままれたような感覚になりますが、井上議員さん、先日、一昨日だったと思いますけれども、全員協議会で皆さんいらっしゃって、今回は参考人招致は呼ぶことで確認したはずじゃないですか。それを呼ぶべきじゃないと言われてますと、ここに提案しているこれまでの経緯も全部ちゃぶ台返しみたいな状況になっちゃいますし、どうしてこういうことが起きたかについて整理がなかなか難しいということで、議長発議でその提案をされたわけじゃないですか。それを受けて提案をしております。

もちろん、議会がどうあるべきかという議会の上部団体にお伺いする視点も議長としておとりになるべきだと思っておりますし、これまでさまざまな法律の専門家にアドバイスをいただいた上での意見をお話しなされたというところも聞いております。その上で改めて、先ほど申されましたように偽装に当たるのかどうかだとか、そういった問題については、きちっと外部の方の意見を聞きながら整理をする必要があるという発議をされたというふうに理解をしておりますので、だから、提案しているわけでもございますが、これをやるべきでな

いとおっしゃると、全会一致で私は確認できたものというふうに思っておりましたので、正直申し上げてちょっと困ってしまいます。

**○6番（井上正宣君）**

議会内部の問題に町長さんが非常に御熱心に介入されているようですが……

**○町長（武廣勇平君）**

介入はしておりません。議長発議を受けて予算の提案の必要があるということで提案をしておりますので、その立場で、今、執行部として提案をしております。これについて、必要ないと言われたので、我々は議論の経緯として、議会の皆様方の議論を聞きながら、その延長線上で提案をしております。だから、これが私が介入をして議員の皆様方を妨げて提案しているものだという認識をお持ちなら、一昨日の場でそういう議論をしていただくべきだったと思います。あそこで確認して私は今提案しているわけですから、そういう話だと思いますよ。

**○6番（井上正宣君）**

今まで町長のお話を聞いておきますと、通常であれば、議会内部で解決できる問題なんです。議会内部で解決できるんですよ。そして、しかも、全員協議会でも、採決もしておるんです。しかし、何の効力もない。全員協議会で約束したことも守れないんですから、どうしたらいいのか私も案じておりますが。

ですから、そういう案件での弁護士というのは必要ないんじゃないかと私は思っていたんですが、議会全体で多数決をとって弁護士が必要であるというならば、執行部のほうに、町長に要請してもよかったかと思いますが、議長単独での要請だと先ほどお伺いしましたので、それはちょっとまたおかしいんじゃないかと思っております。

**○議長（碓 勝征君）**

私のほうで発言します。

先日の全員協議会の中で、今までの経緯をもろもろ述べてまいりました。そういうことで、参考人招致については皆さんにお諮りをし、それはオーケーというお話をいただいておりますので、その後に私に対する不信任案も出てまいりました。その中でも内容の要旨についても私は疑義を持っておりますので、そういうことを含めて、これはもうしっかりと整理をしないといけないということで、今回の予算要求を町長にしたということで参考人招致を専門家に入ってもらって、もちろん、上部機関への求めはしますよ、県の議長、全国議長会、それも受けまされども、やはり第三者の御意見も必要であるという認識で私はおりますので、そういうことでの形があったということを申し述べます。

**○6番（井上正宣君）**

それでは、お伺いしますが、全員協議会で決定したことは拘束力はないと、そういうふうに議長お考えでしょうか。

**○議長（碓 勝征君）**

それは、先日の5月18日やったですかね、そのことについては私なりに調査研究をし、弁護士等にお伺いをし、指導を受けた。その中で私が判断をし、確かに今の全協は通常、以前の全協と違って、会議の質は上にあるということで尊重しなければならないということはおわかりますよ。しかし、本議会等が、臨時議会等の多数決は絶対的なものであると。そして、全員協議会の中で全員一致で申し合わせで確認できれば、それはいいんですけども、御存じのとおり、5対4で全会一致じゃないということを含めて弁護士に指示を仰いで、そういうことに私は判断したということでございます。

**○6番（井上正宣君）**

私は議会内部で解決できる問題と思って捉えておりますが、弁護士まで入れる必要はないと、公費を使ってまでやる必要はないと思っております。

**○7番（吉富 隆君）**

非常にいろいろと御議論をされているようでございますが、全員協議会の中では第三者を入れるということは決まったと思っています。ただ、その中身が問題なんです。どういうふうな方向性を出すかと。ここまで議長が言われるなら、それは、そこで、もう言わなきゃいけない。今後やるということなんです。やっぱり議長ですから、判断は議長がすべきだと思います。せっかく予算をつけていただいたのに水を差すようなことがあってはならない。しかし、早急に全員協議会を開いて方向性を出すということでございますので、それはそれとして我々はオーケーを出した以上はそうすべきだろうと思っていますと。

今、議長の発言で、4対5であったとか、ここで申されるなら、これは問題ですよ、議長。議長の仕事というのは、議員の皆さんの意見を聞いて、最終的に決をとるんですから。それをとられて5対4だったと。それはここで言うべきじゃないよ。せっかく私は第三者を入れてやりなさいよと言っているんだから。これは議事録残るんですよ、議長。それは議長として、あんまりしたことじゃなかですか。私はそう思いますよ、議長の立場。それと、我々の置かれておる立場というのは十分僕は理解しておっと思っています。もうそういうことじゃなくて、一日も早い全協を開いていただいて、せっかく566千円も行政が予算をつけていただいているので、第三者を入れて聞いていいじゃないですか。

**○町長（武廣勇平君）**

私は初めて聞きました。全会一致で予算の参考人招致の予算については承認いただいたものと思いました。全員協議会では5対4だったということは、「それは違う、見解が違う」と呼ぶ者あり）わかりました。

**○議長（碓 勝征君）**

6番議員からの質問がありましたので、私は経緯を述べて、今回の予算要求の流れについては申し上げたつもりでございますので、いわゆるやり方、方法につきましては、手前で

しっかりと調査研究をし、どういう形でやるかということについては、また皆さんにお示しをしていきたい。ということで、この予算が通れば、そういうことで臨んでいきたいというふうに思っております。

#### ○7番（吉富 隆君）

ほかの案件でお願いをしたいと思えます。

本当に異例な予算措置であろうと思っております。緊急性があったのかどうかはわかりませんが、今のところ、執行部の説明が説明不足だと思っております。と申し上げますのは、10,800千円の件でございます。これ、町長がやろうとしておられる問題について、僕は説明不足だと思います。今現在、ふるさと納税は2,060,000千円の寄附をいただいております。その中で、この10,800千円を投入して、例えば仮に40億円の寄附があるとすればいいじゃないですか。30億円でもいいじゃないですか。僕はやってみていいと思うんですよ。だから、そういった費用対効果の説明をもちかっときちっとしてください。

それと、これは、委託ですから、町に雇うわけじゃないですね。どこに委託をするのかですね。「ふるさとチョイス」との問題というのは、北村課長、御説明いただきました。それを補助的にやることによって、27年度については2,060,000千円の寄附をいただいたと。しかし、30億円になる可能性はこうですよ、あわよくば40億円になりますよというような説明をしていただければ私はやりなさいと言うんです。

#### ○町長（武廣勇平君）

このふるさと納税につきましては、予算上提案しております昨年同様の寄附金額を目標にしておりますが、先ほど室長からのお話もありましたように、どこもかしこも競争といいますか、努力をされておられまして、ページビューという、ページを見る人たちをふやすための支援業務等を委託している自治体も先進的にはあると理解しております。

そんな中、まさに当初予算に掲載しておりますように、この20億円を目標に、そしてさらに飛躍的に伸ばすためには、この支援業務は欠かせないというふうに思っているところでございます。

具体的には、コンサルティング業務、集客支援、誘導支援、この3つをやっている自治体が既にあるにもかかわらず、自治体として手を打たないということは、逆に言うと、目標の達成のための努力を非常に怠っているという言い方もできるかと思っておりますので、なかなかわかりにくい分野で、議員も理解しにくいところが多々あるかもしれませんが、ぜひ20億円の目標をさらに伸ばすために、この支援業務は欠かせないということで考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

まだ、ふるさと納税のサイト自体が、ほかのサイトもございますけれども、ほかのサイトも視野に入れて、どんな形で町のPRを行うかということを考える上で、上峰町の存在感がまさに認知されるような手だては、インターネット上のSEO対策がまず最初に来るべきだ

ろうというふうに思うがゆえに、こういう提案をさせていただいているということで御理解いただければと思います。

**○7番（吉富 隆君）**

ふるさと納税につきましては、基本的には平成27年度の9月4日に立ち上げられたと思います。それから3月までの2,060,000千円だと思いますが、びっくりするような数字なんですよね。だから、我々議会としても、町長と一緒に「ふるさとチョイス」にも視察に行きました。そして、中身について、我々ICTに非常に無頓着な面もありますが、やはり一番初めに画面に載せなきゃ国民の皆さんに宣伝ができないということも教えていただきました。それをさらに委託業者をして「ふるさとチョイス」にいいPRができるような形をとるということで理解してよろしいですか。

**○町長（武廣勇平君）**

おっしゃるとおりでございます。

**○7番（吉富 隆君）**

できれば、業者さんがわかれば教えていただければなど。私は本当言えば、10,800千円の予算をつければ、上峰町に雇い入れてでもやっていただきたいなという感覚でいます。それは、行政の方向性で何ら問題ないと思います。ぜひとも費用対効果は出るであろうと同時に、やはり先行投資というのはやっぱり今の時代は行政としてもやるべきだと私は思います。町と町の競争というのは、私、議会で言い続けてきました。よその町との競争、それが地方創生だと言い続けてきました。

これは予算が通れば、あした新聞に載りますから。そうすると、よその行政も知るわけですよ。やるなら早急にばたばたとやってほしい、よそもまねしますから。いち早く、一步先によそよりも行くということがふさわしいと僕は思っています。ぜひとも先行投資をやっていただきたい。町長の意気込みをお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

この件につきましては、佐賀県の森本登志男、前CIOも一緒に先進地視察をさせていただきまして、自治体によってはマーケティング課という課を設けているところもあるわけですが、そういった自治体の視察を通じて必要性を従前から感じておったところがございます。

県のほうとも連携をしながら、情報改革課の御意向も聞きながら、こういう対応がこれから必要になってくるのではないかという流れの中で、今後、仕様書をしたため、プロポーザル等に臨んでいくことになると思いますけれども、意気込みとしては、これをやれば、しっかりと目標に達することができるし、それ以上に目標を越えるように努力していきたいという思いを持っておるということで、意気込みとして捉えていただければと思いますけれども。

**○7番（吉富 隆君）**



町と町の競争でありますので、先行投資は必要不可欠だと僕は思っています。

そういった中で、流れですよ、前に進んでいく流れをやっぱり議会の皆さんにも、逐次とは申しませんよ、報告はやっぱりしていただかないと、やっぱり質問というのはどんどん出てきます。9月の議会でも出ますよ。だから、そういったことも視野に入れたところで前に進んでいただければいいかなというふうに思っています。

○議長（碓 勝征君）

答弁要りますか。（「要りませんよ」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結いたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

終わります。

午後0時5分 散会